

介護老人保健施設ひまわり

重要事項説明書

目次

1. 入所 重要事項説明書 … 2 - 9
2. 短期入所療養介護 重要事項説明書 … 10 - 16
3. 通所リハビリテーション 重要事項説明書 … 17 - 22

介護老人保健施設ひまわり 入所 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
介護老人保健施設コード 3751180062

当事業所は契約者に対し介護保健施設サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人三本松福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 東かがわ市三本松1684-1 |
| (3) 電話番号 | 0879-26-0505 |
| (4) 理事長 | 太田 雅文 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 介護老人保健施設 |
| (2) 事業所の名称 | 介護老人保健施設ひまわり |
| (3) 事業所の所在地 | 東かがわ市三本松1665-1 |
| (4) 施設の概要 | 建物構造 鉄筋コンクリート造り陸屋根5階建て
延床面積 3,312.02㎡ |
| (5) 電話番号 | 0879-25-6600 |
| FAX番号 | 0879-25-6611 |
| (6) 管理者 | 施設長 井上 学 |
| (7) 入所者定員 | 80名 |

3. 施設の目的及び運営の方針

(1) 施設の目的

施設は要介護者の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活を営むことができるようにするとともに、その者のその居宅における生活への復帰を目的とします。

(2) 施設の方針

- ①地域の中で健やかな老いを支える介護を行います。
- ②人間としての尊厳性、自立性、主体性を尊重します。
- ③安心、安全、快適な療養環境を提供します。
- ④やさしく、笑顔で、親切に接し、信頼関係をつくります。
- ⑤地域との連携、家庭に対する緊密な相談、助言、さらにボランティアの参加等、地域住民から親近感を持たれるような施設運営を目指します。
- ⑥職員の資質、専門性の向上、運営への参加と連帯意識を高揚し、施設活性化に向けた運営を目指します。
- ⑦豊かな生活が実現するように「自立の援助」「相互援助」の助長に努めます。
- ⑧第2種社会福祉事業として、地域の低所得者の入所に配慮し、地域福祉の向上に寄与します。

4. 職員体制

(1) 施設職員の種類、員数及び職務の内容

①管理者 1名以上

管理者（施設長）は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行います。

②医師 1名以上（兼務）

医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。

③理学・作業療法士 1名以上（兼務）

理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。

④看護職員 8名以上

看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行います。

⑤介護職員 20名以上

介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行います。

⑥管理栄養士 1名以上（兼務）

管理栄養士は、献立作成、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。

⑦介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行います。

⑧支援相談員 1名以上

支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。

(2) 職員の勤務時間（イベント時やパート等はこの限りではありません）

職種	勤務	始業時間	終業時間
医師 看護職員 管理栄養士 介護支援専門員 支援相談員	日勤	9：00	18：00
介護職員	早出	7：00	16：00
看護職員	早出	7：30	16：30
事務員 支援相談員	早出	8：30	17：30
介護職員	日勤	8：30	17：30
		9：30	18：30
	遅出	10：30	19：30
事務員	日勤	9：30	18：30
管理栄養士	遅出	9：30	18：30
看護職員 介護職員	夜勤	16：30	翌9：30

5. 施設の営業日及び営業時間、面会時間

施設は24時間体制です。面会時間は9：00～20：00ですが、正面玄関は18：00で閉まります。それ以降のご面会は施設北西の出入口からお願いいたします。

6. 入所者に対するサービスの内容

種 類	内 容
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士の立てた献立により、利用者の身体状況や希望、嗜好、療養食、アレルギーの有無等を把握しバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事は出来るだけ離床して食べていただけるよう配慮します。 ・食事場所は基本的に各階ホールで食べていただきますが、状況により居室でも食べていただけます。 ・食事開始時間は下記の時間内に選択できます。 朝食 7：45 ～ 9：00 昼食 11：45 ～ 13：00 夕食 17：45 ～ 19：15
排泄	・状況に応じた適切な排泄介助を行うと共に、排泄自立についても適切な援助を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間に2回以上の入浴を提供します。 ・普通浴の他、車イスの方、寝たきりの方でも入れる特殊浴があります。
離床・更衣・整容	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、出来る限り離床していただきます。 ・メリハリのある生活をするため、入所者の状況に合わせて朝、夕の着替えを行います。
機能訓練	・理学療法士、作業療法士による機能訓練を行い、身体機能の低下を防止します。
健康管理	・常勤医師による検査、診断を行います。
相談及び助言	・医療面に関しては医師又は看護職員が、機能訓練に関しては理学療法士又は作業療法士が、生活面や介護面に関しては介護職員が、その他の相談に関しては支援相談員が随時相談に応じます。
社会生活上の便宜	・教養娯楽のためにレクリエーションやイベントを提供します。

7. 施設が提供するサービスと利用料金

介護保険適用（1割負担の場合の料金。2割・3割負担の場合は別途ご計算ください）

基本料金（1日につき）			
基本型個室		基本型多床室	
要介護1	717円	要介護1	793円
要介護2	763円	要介護2	843円
要介護3	828円	要介護3	908円
要介護4	883円	要介護4	961円
要介護5	932円	要介護5	1,012円

介護保険適用（1割負担の場合の料金。2割・3割負担の場合は別途ご計算ください）

各種加算（基本料金に加算されます）		
項 目	金 額	備 考
短期集中リハビリテーション実施加算 (I)(II)	(I)258円 (II)200円	入所より3ヶ月以内、概ね週3回以上実施した場合加算 かつ、(I)は入所時及び月1回以上ADL等の評価等を行う場合加算

認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)240 円 (Ⅱ)120 円	入所より 3 ヶ月以内、1 週に 3 回を限度として実施した場合加算 (Ⅰ)は入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、リハビリテーション計画を作成した場合加算
リハビリシヨンマネジメント計画書情報加算	(Ⅱ)33 円/月	入所者ごとのリハビリ実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリの実施に当たり必要な情報を活用している場合
初期加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)60 円 (Ⅱ)30 円	入所より 30 日以内の期間に加算。(Ⅰ)は急性期医療機関から一般病棟へ入院後 30 日以内に入所し、空床情報について地域の医療機関へ定期的に情報を共有している等の場合加算
医療機関連携加算(1)(2)	(1)50 円 (2)5 円/月	協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、入所者等の病歴等の情報共有の会議を定期的に開催している場合加算。(1)は協力医療機関が急変時の相談や入院要請等に受入れ体制を確保の場合加算
療養食加算	6 円/回	医師の指示で療養食を提供した場合加算 1 日 3 回を限度とする
退所時栄養情報連携加算	70 円/回	特別食又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者に、退所先の医療機関等に対して、栄養管理情報提供した場合に月 1 回限り加算
所定疾患施設療養費(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)239 円 (Ⅱ)480 円	肺炎または尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全増悪のいずれかに該当し、治療管理として投薬、検査、注射、処置が行われた場合に、1 回に連続する 7 日を限度として 1 月に 1 回に限り加算 (Ⅱ)は医師が感染症対策の研修を受講し、1 回に連続する 10 日を限度として月に 1 回に限り加算
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)150 円 (Ⅱ)120 円	認知症介護の指導に係る専門的な研修等を終了した者を配置し、認知症行動・心理症状に対するチームによる対象者個別の定期的な評価・ケアの振り返り、計画の見直しを行った場合加算。(Ⅰ)(Ⅱ)は研修内容の違い
経口維持加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)400 円 (Ⅱ)100 円	経口摂取できるが嚥嚥が認められる方に対し、多職種が共同して食事の観察や会議等を行い、経口摂取を維持するための栄養管理を行った場合加算 (Ⅱ)は経口維持(Ⅰ)を算定しており、医師や歯科医師、歯科衛生士等が会議や食事の観察を行った場合
在宅復帰・在宅療養機能支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)51 円 (Ⅱ)51 円	(Ⅰ)算定式により算定した数が 40 以上である場合 1 日につき加算 (Ⅱ)算定式により算定した数が 70 以上である場合 1 日につき加算
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)450 円 (Ⅱ)480 円	(Ⅰ)は入所期間が 1 月を超えると見込まれる方の居宅を入所予定日前 30 日以内又は入所後 7 日以内に訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合、(Ⅱ)は(Ⅰ)にあたり生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに対処後の生活に係る支援計画を策定した場合
退所時情報提供加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)500 円 (Ⅱ)250 円	退所後の主治医に対して、本人の同意を得て診療情報心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に入所者の 1 人につき 1 回限り加算。(Ⅰ)は居宅へ退所、(Ⅱ)は医療機関へ退所の場合
入退所前連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)600 円 (Ⅱ)400 円	(Ⅱ)は入所期間が 1 月を超える入所者の退所に先立って指定居宅支援事業者に対し入所者に対する情報提供及び在宅サービス等の利用調整を行った場合に加算。(Ⅰ)は(Ⅱ)の要件に加え、入所予定前 30 日以内または入所後 30 日以内に指定居宅支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合に加算
自立支援促進加算	300 円/月	医師が入所者ごとに、自立支援に係る医学的評価を行う。入所時とその後 3 月に 1 回の評価と支援計画の策定見直しを行い、厚生労働省に情報提出及び活用した場合に加算

排せつ支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	(Ⅰ)10円 (Ⅱ)15円 (Ⅲ)20円	排泄に介護を要する入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が入所時に評価し、少なくとも3月に1回見直し、評価結果を厚労省へ提出。多職種共同で支援計画を作成し、継続し支援を実施している場合1月につき加算 (Ⅱ)は(Ⅰ)の要件を満たしており、入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がない又はおむつ使用ありから使用なしに改善している場合加算 (Ⅲ)は(Ⅱ)の要件のどちらとも改善している場合加算
褥瘡ケアマネジメント加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)3円 (Ⅱ)13円	入所者ごとに褥瘡発生とリスクについて入所時に評価し、少なくとも3月に1回見直しを行った結果等を厚労省へ提出し、多職種共同で褥瘡ケア計画を作成している場合に1月につき加算 (Ⅱ)は(Ⅰ)の要件を満たしており、入所時の評価の結果、褥瘡が治癒、発生リスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生がない場合加算
ターミナルケア加算	備考参照	ターミナルケアを行った場合、死亡日以前31日以上45日以下には72円、死亡日以前4日～30日以下には160円、死亡日の前日と前々日には910円、死亡日には1900円を加算
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)40円 (Ⅱ)60円	(Ⅰ)は、入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身状況等に係る基本的な情報を厚労省に提出し、サービス提供に活用しているおり、少なくとも3月に1回見直しを行う場合に1月につき加算。 (Ⅱ)は、(Ⅰ)に疾病の状況や服薬情報等を加える
安全対策体制加算	20円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、入所時に1回につき算定
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日	介護福祉士80%以上または、勤続10年以上の介護福祉士35%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/日	介護福祉士60%以上配置されている場合加算
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円/日	介護福祉士50%以上、常勤職員75%以上、勤続7年以上が30%以上のいずれかに該当する場合加算
夜勤職員配置加算	24円/日	夜勤職員の配置要件を満たす場合加算
外泊時費用	362円/日	外泊をした場合、外泊初日と最終日以外の日に算定する
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円/月	(Ⅱ)の要件を満たし、見守り機器等のテクノロジーを複数導入している場合等
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入。委員会の開催、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を行い、効果を示すデータの提供を1年以内ごとに1回行う場合等
介護職員等处遇改善加算(Ⅱ)		厚生労働大臣が定める基準に適合している場合、上記基本料金と各種加算の合計の7.1%に相当する金額を加算。

自己負担分（入所される方の世帯の所得により区分されます）

所得による区分	居住費（1日につき）		食費（1日につき）
	従来型個室	多床室	
第1段階	550円	なし	300円
第2段階	550円	430円	390円
第3-①段階	1370円	430円	650円
第3-②段階	1370円	430円	1360円
第4段階（非該当）	1700円	430円	1690円

その他の料金

項目	金額	備考
日常生活費	150円/日	日常生活上必要なものの費用

教養娯楽費	150 円/日	レクリエーション・イベント・施設広報誌等にかかる費用
施設洗濯	250 円/回	1 回の料金。施設内で衣類の洗濯をします
業者洗濯（税込）	580 円/1 袋	1 袋の料金。返却まで約 3 日。汚れた時は施設での洗濯となります
インフルエンザ予防接種	年変動/回	年により料金は変動。特別な理由がない限り受けていただきます
診断書発行料	3000 円～/枚	施設医に依頼して診断書を発行してもらう場合の料金です
電話代	実費	実際に使用した金額を請求します
持込み電化製品の電気代	1 点 33 円/日	①冷蔵庫②テレビ③電気毛布（あんか含む）④オーディオ機器を持ち込んだ場合、1 点につき 1 日に 33 円いただきます
その他協議により必要と認められた額		施設が必要であると認めた額をいただきます。
理美容費（業者委託）	備考参照	料金：（税別価格で記載） カットのみ（男女とも）…1800 円、カットと顔剃り…2500 円 丸刈りと顔剃り…2000 円、丸刈りのみ…1500 円 前髪と顔剃り…2000 円、前髪のみ…500 円 毛染め（カット込）…4500 円、パーマ（カット込）…5500 円 シャンプー…500 円、ベッドサイド施行…500 円を加算

8. 利用料金の減免

介護老人保健施設ひまわりは、社会福祉法に規定された第二種社会福祉事業として運営しており、入所のご利用の場合利用料金の減免制度があります。減免の対象となる方は世帯の収入が少ない方で、次のような基準です。対象になると思われる方は施設ご利用申込み時にお尋ねください。

免 除：世帯の収入額が生活保護基準以下の方（介護保険適用額の全額免除）

減 額：世帯の収入額が生活保護基準の 150%以下の方（介護保険適用額の 5 割減額）

9. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

入所ご希望の場合は施設に直接ご連絡ください。事前に利用申込書を提出していただきます。

(2) サービスの終了

①入所者様及びご家族様の都合でサービスを終了する場合

契約者のお申し出であればいつでもサービスを終了することが出来ますが、終了時期が分かっているようでしたら早めにお申し出ください。

②施設側がやむを得ずサービスの提供を終了する場合

やむを得ずサービスを終了する場合は、7 日間以上の予告期間をもってお知らせいたします。

③自動的な終了

他の介護保険施設に転所、医療機関に入院、居宅へ復帰、死亡した場合はサービスを終了します。

10. 施設の設備

種類	室数	平均面積	種類	室数	平均面積
居室（1 人部屋）	20 室	11 m ²	談話室	1 室	85 m ²
居室（2 人部屋）	2 室	19.3 m ²	機能訓練室	1 室	78 m ²
居室（4 人部屋）	14 室	33 m ²	通所リハビリ室	1 室	135 m ²

			廊下の幅	片廊下	2. 2m
--	--	--	------	-----	-------

1 1. 施設利用にあたっての留意事項

外出・外泊	外出・外泊の届出は各階サービスステーションまでお申し出ください。無断での外出・外泊は安全面からも絶対に行わないでください。
喫煙・飲酒	館内での喫煙は厳禁、飲酒は原則出来ないものとします。
居室・設備・器具の利用	施設内の設備・器具は本来の使用方法を守ってご利用ください。これに反したことによる破損等は賠償していただくことがあります。
迷惑行為	他人へ危害を加える、騒音等で迷惑をかけるなどの行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
現金の管理	入所者様が管理できる金額はトラブルを避けるため 2000 円までとさせていただきます。それ以上は事務所で預り金として保管いたします。なお、入所者様の所持金につきましては施設では管理できないため、紛失等の責任は施設では負えません。
宗教・政治活動	施設内での他人に対する宗教活動・政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み・飼育はお断りいたします。
医療機関の受診	介護保険と医療保険の関係で、入所者が他の医療機関を受診することは基本的に出来ません。施設で対応できない範囲の受診も施設医の紹介状が必要になります。勝手な受診等は受診医療機関にも迷惑がかかりますので絶対に行わないでください。

1 2. 利用者の権利とお願い

- ①. 適切で安全な介護を公平に受ける権利があります。
- ②. 人権が尊重される権利があります。
- ③. 個人情報・プライバシーが保護される権利があります。
- ④. お互いの立場やプライバシーを尊重してください。
- ⑤. あらゆる危険を回避するために職員との連携にご協力下さい。
- ⑥. 正確な情報を職員にお知らせ下さい。

1 3. 防災・非常災害時の体制

防火設備 (施設にある防火設備)	設備名称		
	スプリンクラー	防火扉	屋内消火栓
	消火器	火災受信盤	自動火災通報装置
	ガス漏れ報知機	漏電火災報知器	非常電源
	避難階段	誘導灯	
平常時の訓練	別に定める介護老人保健施設ひまわり消防防災計画に則り、年 2 回夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者参加のもとで実施する。		
非常時の対応	別に定める消防防災計画・災害時マニュアルに則り対応を行う。		
消防計画等	消防への届出：済、防火管理者：志賀 友子		

1 4. 苦情処理の体制

施設苦情相談窓口	受付窓口 1 階受付 ご利用時間 月～土 午前 9 時～午後 6 時	苦情解決責任者 藤本祐仁
----------	---------------------------------------	--------------

	ご利用方法 TEL (0879-25-6600)、FAX (0879-25-6611)、面談、書面
東かがわ市長寿保険課	住所 東かがわ市湊1847-1 ご利用時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分 ご利用方法 TEL (0879-26-1360)、FAX (0879-26-1361)、面談
香川県国民保険団体連合会	住所 高松市福岡町2丁目3-2 ご利用時間 月～金 午前8時30分～午後5時 ご利用方法 TEL (087-822-7435)、FAX (087-822-7455)、面談
香川県 健康福祉部 長寿社会対策課 施設サービスグループ	住所 高松市番町4丁目1-10 ご利用時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分 ご利用方法 TEL (087-832-3266,3268)、FAX (087-806-0206)、面談

15. 協力医療機関

医療機関名	太田病院	とらまる歯科医院
所在地	東かがわ市三本松1758	東かがわ市三本松1277-5
電話番号	0879-25-2673	0879-25-8882
診療科	外科・内科・整形外科・泌尿器科・リハビリテーション科・皮膚科・形成外科・循環器科・消化器科・リウマチ科・肛門科	歯科

介護老人保健施設ひまわり 短期入所療養介護 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
介護老人保健施設コード 3751180062

当事業所は契約者に対し短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人三本松福祉会
- (2) 法人所在地 東かがわ市三本松1684-1
- (3) 電話番号 0879-26-0505
- (4) 理事長 太田 雅文

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 介護老人保健施設が行う短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
- (2) 事業所の名称 介護老人保健施設ひまわり
- (3) 事業所の所在地 東かがわ市三本松1665-1
- (4) 施設の概要 建物構造 鉄筋コンクリート造り陸屋根5階建て
延床面積 3,312.02㎡
- (5) 電話番号 0879-25-6600
FAX番号 0879-25-6611
- (6) 管理者 施設長 井上 学
- (7) 利用者定員 80名

3. 施設の目的及び運営の方針

(1) 施設の目的

施設は居宅介護支援事業所が作成した居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援を目的とします。

(2) 施設の方針

- ①地域の中で健やかな老いを支える介護を行います。
- ②人間としての尊厳性、自立性、主体性を尊重します。
- ③安心、安全、快適な療養環境を提供します。
- ④やさしく、笑顔で、親切に接し、信頼関係をつくります。
- ⑤地域との連携、家庭に対する緊密な相談、助言、さらにボランティアの参加等、地域住民から親近感を持たれるような施設運営を目指します。
- ⑥職員の資質、専門性の向上、運営への参加と連帯意識を高揚し、施設活性化に向けた運営を目指します。
- ⑦豊かな生活が実現するように「自立の援助」「相互援助」の助長に努めます。
- ⑧第2種社会福祉事業として、地域の低所得者の入所に配慮し、地域福祉の向上に寄与します。

4. 職員体制

(1) 施設職員の種類、員数及び職務の内容

①管理者 1名以上

管理者（施設長）は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行います。

②医師 1名以上（兼務）

医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。

③理学・作業療法士 1名以上（兼務）

理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。

④看護職員 8名以上

看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行います。

⑤介護職員 20名以上

介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行います。

⑥管理栄養士 1名以上（兼務）

管理栄養士は、献立作成、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。

⑦介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行います。

⑧支援相談員 1名以上

支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。

(2) 職員の勤務時間（イベント時やパート等はこの限りではありません）

職種	勤務	始業時間	終業時間
医師 看護職員 管理栄養士 介護支援専門員 支援相談員	日勤	9：00	18：00
介護職員	早出	7：00	16：00
看護職員	早出	7：30	16：30
事務員 支援相談員	早出	8：30	17：30
介護職員	日勤	8：30	17：30
	遅出	9：30	18：30
管理栄養士	遅出	10：30	19：30
事務員	遅出	9：30	18：30
事務員	日勤	9：30	18：30
看護職員 介護職員	夜勤	9：30	翌9：30

5. 施設の営業日及び営業時間、面会時間

施設は24時間体制です。面会時間は9：00～20：00ですが、正面玄関は18：00で閉まります。それ以降のご面会は施設北西の出入口からお願いいたします。

6. 利用者に対するサービスの内容

種 類	内 容
食事	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士の立てた献立により、利用者の身体状況や希望、嗜好、療養食、アレルギーの有無等を把握しバラエティに富んだ食事を提供します。 食事は出来るだけ離床して食べていただけるよう配慮します。 食事場所は基本的に各階ホールで食べていただきますが、状況により居室でも食べていただけます。 食事開始時間は下記の時間内に選択できます。 朝食 7：45 ～ 9：00 昼食 11：45 ～ 13：00 夕食 17：45 ～ 19：15
排泄	・状況に応じた適切な排泄介助を行うと共に、排泄自立についても適切な援助を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> 1週間に2回以上の入浴を提供します。 普通浴の他、寝たきりの方でも入れる特殊浴があります。
離床・更衣・整容	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、出来る限り離床していただきます。 メリハリのある生活をするため、利用者の状況に合わせて朝、夕の着替えを行います。
機能訓練	・理学療法士、作業療法士による機能訓練を行い、身体機能の低下を防止します。
健康管理	・常勤医師による検査、診断を行います。
相談及び助言	・医療面に関しては医師又は看護職員が、機能訓練に関しては理学療法士又は作業療法士が、生活面や介護面に関しては介護職員が、その他の相談に関しては支援相談員が随時相談に応じます。
社会生活上の便宜	・教養娯楽のためにレクリエーションやイベントを提供します。

7. 施設が提供するサービスと利用料金

◆短期入所療養介護サービス

介護保険適用（1割負担の料金。2割・3割負担の場合は別途ご計算ください）

基本料金（1日につき）			
基本型個室		基本型多床室	
要介護1	753円	要介護1	830円
要介護2	801円	要介護2	880円
要介護3	864円	要介護3	944円
要介護4	918円	要介護4	997円
要介護5	971円	要介護5	1,052円

介護保険適用（1割負担の料金。2割・3割負担の場合は別途ご計算ください）

各種加算（基本料金に加算されます）		
項 目	金 額	備 考
送迎加算	184円/回	送迎を行った場合、片道につき左記料金を加算

		施設が行う通常の送迎実施範囲については、東かがわ市内、前山地区・多和地区を除くさぬき市内
個別リハビリテーション実施加算	240 円/日	個別リハビリテーションを 20 分以上実施した場合加算
療養食加算	8 円/回	医師の指示で療養食を提供した場合加算 1 日 3 回を限度とする
緊急短期入所受入加算	90 円/日	居宅サービス計画で計画的に行う事となっていない短期入所を利用した場合利用開始日より 7 日以内を限度として加算
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51 円/日	算定式により算定した数が 40 以上である場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51 円/日	算定式により算定した数が 70 以上である場合
総合医学管理加算	275 円/日	治療管理を目的とし、基準に従い短期入所を行った場合に 10 日を限度として 1 日につき加算
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100 円/月	(Ⅱ)の要件を満たし、見守り機器等のテクノロジーを複数導入している場合等
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 円/月	見守り機器のテクノロジーを 1 つ以上導入。委員会の開催、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を行い、効果を示すデータの提供を 1 年以内ごとに 1 回行う場合等
重度療養管理加算	120 円/日	別に厚生労働大臣が定める状態の利用者に対して計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養上の必要な処置を行った場合加算
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)～(Ⅲ)	備考参照	(Ⅰ)…介護福祉士 80%以上又は勤続 10 年以上介護福祉士 35%以上配置 22 円、(Ⅱ)…介護福祉士 60%以上配置 12 円、(Ⅲ)…介護福祉士 50%以上又常勤職員 75%以上又勤続 7 年以上 30%以上配置 6 円
夜勤職員配置加算	24 円/日	夜勤職員の配置要件を満たす場合加算
総合医学管理加算	275 円/日	治療管理を目的に計画的でない利用を行った場合に 7 日限度で加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		厚生労働大臣が定める基準に適合している場合、介護費と加算の合計の 7.1%に相当する金額

◆介護予防短期入所療養介護サービス

介護保険適用 (1 割負担の料金。2 割・3 割負担の場合は別途ご計算ください)

基本料金 (1 日につき)			
基本型個室		基本型多床室	
要支援 1	579 円	要支援 1	613 円
要支援 2	726 円	要支援 2	774 円

介護保険適用 (1 割負担の料金。2 割・3 割負担の場合は別途ご計算ください)

各種加算 (基本料金に加算されます)		
項 目	金 額	備 考
送迎加算	184 円/回	送迎を行った場合、片道につき左記料金を加算
個別リハビリテーション実施加算	240 円/日	個別リハビリテーションを 20 分以上実施した場合加算
療養食加算	8 円/回	医師の指示で療養食を提供した場合加算 1 日 3 回を限度とする。
緊急時治療管理	518 円/日	入所者の病状が著しく変化した場合、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合、月 3 回を限度として加算
総合医学管理加算	275 円/日	治療管理を目的に計画的でない利用を行った場合に 7 日限度で加算
在宅復帰・在宅療養機能加算(Ⅰ)	51 円/日	算定式により算定した数が 40 以上である場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51 円/日	算定式により算定した数が 70 以上である場合

生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100 円/月	(Ⅱ)の要件を満たし、見守り機器等のテクノロジーを複数導入している場合等
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 円/月	見守り機器のテクノロジーを 1 つ以上導入。委員会の開催、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を行い、効果を示すデータの提供を 1 年以内ごとに 1 回行う場合等
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)～(Ⅲ)	備考参照	(Ⅰ)…介護福祉士 80%以上又は勤続 10 年以上介護福祉士 35%以上配置 22 円、(Ⅱ)…介護福祉士 60%以上配置 12 円、(Ⅲ)…介護福祉士 50%以上又常勤職員 75%以上又勤続 7 年以上 30%以上配置 6 円
夜勤職員配置加算	24 円/日	夜勤職員の配置要件を満たす場合加算
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		厚生労働大臣が定める基準に適合している場合、介護費と加算の合計の 7.1%に相当する金額

次の自己負担の居住費と食費は短期入所療養介護も介護予防短期入所療養介護も同じ金額です。

自己負担分（所得により区分されます）

所得による区分	居住費（1 日につき）		食費（限度額・一食ごと） （一食ごとの設定金額が負担限度額を上回ることはありません。）
	従来型個室	多床室	
第 1 段階	550 円	なし	◆一日の料金（負担限度額）◆ 段階 1：300 円、段階 2：600 円 段階 3①：1000 円、第 3②：1300 円 段階 4：1690 円 ◆一食ごとの料金◆ 段階 1～3：朝食 395 円、昼食 525 円、 夕食 525 円 段階 4：朝食 470 円、昼食 610 円、 夕食 610 円
第 2 段階	550 円	430 円	
第 3-①段階	1370 円	430 円	
第 3-②段階	1370 円	430 円	
第 4 段階（非該当）	1700 円	430 円	

その他の料金

項目	金額	備考
日常生活費	150 円/日	シャンプー・ボディソープ・ティッシュペーパー等の日常生活上必要なものの費用
教養娯楽費	150 円/日	レクリエーション・イベント・写真、施設広報誌等にかかる費用
施設洗濯	250 円/回	1 回の料金。施設内で衣類の洗濯をします
業者洗濯（※金額＋消費税）	580 円/1 袋	1 袋の料金。返却まで約 3 日。汚れた時は施設での洗濯となります
インフルエンザ予防接種	年変動/回	年により料金は変動。特別な理由がない限り受けていただきます
電話代	実費	実際に使用した金額を請求します
持込み電化製品の電気代	1 点 33 円/日	①冷蔵庫②テレビ③電気毛布（あんか含む）④オーディオ機器を持ち込んだ場合、1 点につき 1 日に 33 円いただきます
その他協議により必要と認められた額		施設が必要であると認めた額をいただきます。
理美容費（業者委託）	備考参照	料金：（税別価格で記載） カットのみ（男女とも）…1800 円、カットと顔剃り…2500 円 丸刈りと顔剃り…2000 円、丸刈りのみ…1500 円 前髪と顔剃り…2000 円、前髪のみ…500 円 毛染め（カット込）…4500 円、パーマ（カット込）…5500 円 シャンプー…500 円、ベッドサイド施行…500 円を加算

8. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

居宅介護支援専門員にご相談ください。施設スタッフを交えて担当者会議を開き、利用の可否を決定します。

(2) サービスの終了

①利用者様及びご家族様の都合でサービスを終了する場合

契約者のお申し出であればいつでもサービスを終了することが出来ますが、終了時期が分かっているようでしたら早めにお申し出ください。

②やむを得ずサービスの提供を終了させていただく場合

やむを得ずサービスを終了する場合は、7日間以上の予告期間をもってお知らせいたします。

③自動的な終了

他の介護保険施設に入所、医療機関に入院、死亡した場合はサービスを終了します。

9. 施設の設備

種類	室数	平均面積	種類	室数	平均面積
居室 (1 人部屋)	20 室	11 m ²	談話室	1 室	85 m ²
居室 (2 人部屋)	2 室	19. 3 m ²	機能訓練室	1 室	78 m ²
居室 (4 人部屋)	14 室	33 m ²	通所リハビリ室	1 室	135 m ²
			廊下の幅	片廊下	2. 2m

10. 施設利用にあたっての留意事項

外出	外出の届出は各階サービスステーションまでお申し出ください。無断での外出は安全面からも絶対に行わないでください。
喫煙・飲酒	館内での喫煙及び飲酒は原則出来ないものとします。
居室・設備・器具の利用	施設内の設備・器具は本来の使用法を守ってご利用ください。これに反したことによる破損等は賠償していただくことがあります。
迷惑行為	他人へ危害を加える、騒音等で迷惑をかけるなどの行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
現金の管理	利用者様が管理できる金額はトラブルを避けるため 2000 円までとさせていただきます。それ以上は事務所で預り金として保管いたします。なお、利用者様の所持金につきましては施設では管理出来ないため、紛失等の責任は施設では負えません。
宗教・政治活動	施設内での他人に対する宗教活動・政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み・飼育はお断りいたします。
医療機関の受診	介護保険と医療保険の関係で、利用者が他の医療機関を受診することは基本的に出来ません。施設で対応できない範囲の受診も施設医の紹介状が必要になります。勝手な受診等は受診医療機関にも迷惑がかかりますので絶対に行わないでください。

11. 利用者の権利とお願い

- ① 適切で安全な介護を公平に受ける権利があります。
- ② 人権が尊重される権利があります。
- ③ 個人情報・プライバシーが保護される権利があります。
- ④ お互いの立場やプライバシーを尊重してください。
- ⑤ あらゆる危険を回避するために職員との連携にご協力下さい。

⑥. 正確な情報を職員にお知らせ下さい。

1 2. 防災・非常災害時の体制

防火設備 (施設にある防火設備)	設備名称		
	スプリンクラー	防火戸	屋内消火栓
	消火器	火災受信盤	自動火災通報装置
	ガス漏れ報知機	漏電火災報知器	非常電源
	避難階段	誘導灯	
平常時の訓練	別に定める介護老人保健施設ひまわり消防防災計画に則り、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者参加のもとで実施する。		
非常時の対応	別に定める介護老人保健施設ひまわり消防防災計画に則り対応を行う。		
消防計画等	消防への届出：済、防火管理者：志賀 友子		

1 3. 苦情処理の体制

施設苦情相談窓口	受付窓口	1階受付	苦情解決責任者	藤本祐仁
	ご利用時間	月～土	午前9時～午後6時	
	ご利用方法	TEL (0879-25-6600)、FAX (0879-25-6611)、面談、書面		
東かがわ市長寿保険課	住所	東かがわ市三本松1172		
	ご利用時間	月～金	午前8時30分～午後5時15分	
	ご利用方法	TEL (0879-26-1360)、FAX (0879-26-1361)、面談		
香川県国民保険団体連合会	住所	高松市福岡町2丁目3-2		
	ご利用時間	月～金	午前8時30分～午後5時	
	ご利用方法	TEL (087-822-7435)、FAX (087-822-7455)、面談		
香川県健康福祉部 長寿社会対策課 施設サービスグループ	住所	高松市番町4丁目1-10		
	ご利用時間	月～金	午前8時30分～午後5時15分	
	ご利用方法	TEL (087-832-3266, 3268)、FAX (087-806-0206)、面談		

1 4. 協力医療機関

医療機関名	太田病院	とらまる歯科医院
所在地	東かがわ市三本松1758	東かがわ市三本松1277-5
電話番号	0879-25-2673	0879-25-8882
診療科	外科・内科・整形外科・泌尿器科・リハビリテーション科・皮膚科・形成外科・循環器科・消化器科・リウマチ科・肛門科	歯科

介護老人保健施設ひまわり 通所リハビリテーション 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
介護老人保健施設コード 3751180062

当事業所は契約者に対し通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人三本松福祉会
- (2) 法人所在地 東かがわ市三本松1684-1
- (3) 電話番号 0879-26-0505
- (4) 理事長 太田 雅文

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 介護老人保健施設が行う通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
- (2) 事業所の名称 介護老人保健施設ひまわり
- (3) 事業所の所在地 東かがわ市三本松1665-1
- (4) 施設の概要 建物構造 鉄筋コンクリート造り陸屋根5階建て
延床面積 3,312.02㎡
- (5) 電話番号 0879-25-6600
FAX番号 0879-25-6611
- (6) 管理者 施設長 井上 学
- (7) 利用者定員 30名

3. 施設の目的及び運営の方針

(1) 施設の目的

施設は居宅介護支援事業所が作成した居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援を目的とします。

(2) 施設の方針

- ①地域の中で健やかな老いを支える介護を行います。
- ②人間としての尊厳性、自立性、主体性を尊重します。
- ③安心、安全、快適な療養環境を提供します。
- ④やさしく、笑顔で、親切に接し、信頼関係をつくります。
- ⑤地域との連携、家庭に対する緊密な相談、助言、さらにボランティアの参加等、地域住民から親近感を持たれるような施設運営を目指します。
- ⑥職員の資質、専門性の向上、運営への参加と連帯意識を高揚し、施設活性化に向けた運営を目指します。

- ⑦豊かな生活が実現するように「自立の援助」「相互援助」の助長に努めます。
- ⑧第2種社会福祉事業として、地域の低所得者の入所に配慮し、地域福祉の向上に寄与します。

4. 職員体制

(1) 施設職員の種類、員数及び職務の内容

①管理者 1名以上

管理者（施設長）は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行います。

②医師 1名以上（兼務）

医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。

③理学・作業療法士 1名以上（兼務）

理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。

④介護職員 3名以上

介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行います。

⑥管理栄養士 1名以上（兼務）

管理栄養士は、献立作成、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。

5. サービスの営業日及び営業時間、通常のサービスの実施地域

定休日は土曜、日曜、祝日、1月1日～3日です。

サービスの提供時間は10：00～16：30（6時間以上7時間未満）です。

時間延長サービスにも対応しておりますので、延長希望の方はお申し出ください。

通常のサービスの実施地域は中山間地域を除く東かがわ市全域です。

6. 利用者に対するサービスの内容

種 類	内 容
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士の立てた献立により、利用者の身体状況や希望、嗜好、療養食、アレルギーの有無等を把握しバラエティに富んだ食事を提供します。 ・昼食の提供時間は11：45～13：00、おやつは15：00～です。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じた適切な排泄介助を行うと共に、排泄自立についても適切な援助を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画に基づき入浴の介助をします。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士、作業療法士による機能訓練を行い、身体機能の低下を防止します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤医師による検査、診断を行います。
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・教養娯楽のためにレクリエーションやイベントを提供します。
相談及び助言	<ul style="list-style-type: none"> ・医療面に関しては医師又は看護職員が、機能訓練に関しては理学療法士又は作業療法士が、生活面や介護面に関しては介護職員が、その他の相談に関しては支援相談員が随時相談に応じます。

7. 利用料金（中山間地域（引田・福栄・五名）在住の方は利用料金に5%を乗じた料金になります。）

◆通所リハビリテーション料金

介護保険適用（1割負担の料金。2割・3割負担になる場合は別途ご計算ください）

通常規模 通所リハビリテーション基本料金（1日につき）			
6時間以上7時間未満（通常）		1時間以上2時間未満の場合の例	
要介護1	715円	要介護1	369円
要介護2	850円	要介護2	398円
要介護3	981円	要介護3	429円
要介護4	1,137円	要介護4	458円
要介護5	1,290円	要介護5	491円

※ 必要に応じ他の時間（2～3時間、3～4時間、4～5時間、5～6時間）でのサービスも提供できますがケアマネジャーとの話し合い（プランの立案）が必要です。

介護保険適用（1割負担の料金。2割・3割負担になる場合は別途ご計算ください）

各種加算（基本料金に加算されます）		
項目	金額	備考
リハビリテーション提供体制加算	24/回	リハビリテーションマネジメント加算を算定しており、常時理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の合計数が、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である場合
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	備考参照	リハビリテーション会議（ICT等での参加可能）を開催し、多職種共同による計画を作成、説明を医師から指示を受けた理学療法士等が利用者又は家族に対し行い同意を得た日の属する月から起算して6月以内は560円、6月超えの期間を240円とし月に1回加算。また、計画は進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ見直しを実施
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ	備考参照	(A)イの要件に加え、利用者ごとのリハビリテーション計画等の情報を厚生労働省へ提出し、リハビリの実施に必要な情報を活用している場合に計画書の同意を得た日の属する月から起算して6月以内は593円、6月超えの期間を273円とし月に1回加算
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円/日	退院(所)日又は要介護認定日より3ヶ月以内に個別リハビリテーションを集中的に実施した場合加算
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)(II)	(I)240円/日 (II)1920円/月	(I)退院(所)日又は通所開始日より3ヶ月以内に実施した場合、週に2日を限度として加算。(II)はリハマネ加算を算定し、月に4回以上生活機能向上に資するリハビリの実施を行った場合加算
入浴介助加算(I)(II)	(I)40円 (II)60円	(I)入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有しており、入浴介助に関する研修等を行っている場合。(II)医師等が居室を訪問し浴室における利用者の動作及び環境を評価し、事業所の理学療法士等が医師との連携の下個別の入浴計画を作成した場合
重度療養管理加算	100円/日	別に厚生労働大臣が定める状態で要介護3～5の利用者に対して計画的な医学的管理のもと通所リハビリを行った場合加算
中重度者ケア体制加算	20円/日	看護職員を配置し、要介護3～5の者の利用割合等の算定要件を満たした場合事業所の利用者全員に加算
栄養改善加算	200円/回	低栄養状態にある利用者に対し栄養改善サービスを行った場合に月に2回を限度として加算
口腔・栄養スクリーニング加算(I)(II)	(I)20円 (II)5円	(I)事業所の従事者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、情報を担当の介護支援専門員に提供した場合加算 (II)は(I)の要件を満たしているが、栄養アセスメント加算又は栄養改善加算等を算定している為に(I)を算定出来ない場合加算

退院時共同指導加算	600 円/回	退院に当たり、事業所の医師又は理学療法士等が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回利用の場合に当該退院につき 1 回限り加算
科学的介護推進体制加算	40 円/月	利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身状況等に係る情報を厚労省へ提出し、計画の見直しやサービスの提供に活用している場合加算
送迎を行わない場合	-47 円/回	家～老健の送迎を施設が行わない場合（片道につき）
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 円/日	介護福祉士 70%以上または、勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 円/日	介護福祉士 50%以上配置されている場合加算
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 円/日	介護福祉士 40%以上または、勤続 7 年以上 30%以上配置の場合加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	8.3%	基本報酬と各加算の合計単位数に加算率を乗じる

◆介護予防通所リハビリテーション料金

介護保険適用（1 割負担の料金。2 割・3 割負担になる場合は別途ご計算ください）

基本料金（1 月につき）		
要支援 1	2,268 円	ひと月につきの料金です。要支援 1 の方で週 1 回、要支援 2 の方で週に 2 回が利用の目安です。
要支援 2	4,228 円	

介護保険適用（1 割負担の料金。2 割・3 割負担になる場合は別途ご計算ください）

各種加算（基本料金に加算されます）		
項 目	金 額	備 考
利用開始月から 12 月超の期間に利用した場合の減算	備考参照	利用開始日の属する月から起算し 12 月を超えた期間に利用した場合に、要支援 1 は 120 円、要支援 2 は 240 円を 1 月につき減算
栄養改善加算	200 円/回	低栄養状態にある利用者に対し栄養改善サービスを行った場合に月に 2 回を限度として加算
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)20 円 (Ⅱ)5 円	(Ⅰ)事業所の従事者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、情報を担当の介護支援専門員に提供した場合加算 (Ⅱ)は(Ⅰ)の要件を満たしているが、栄養アセスメント加算又は栄養改善加算等を算定している為に(Ⅰ)を算定出来ない場合加算
科学的介護推進体制加算	40 円/月	利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身状況等に係る情報を厚労省へ提出し、計画の見直しやサービスの提供に活用している場合加算
退院時共同指導加算	600 円/回	退院に当たり、事業所の医師又は理学療法士等が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回利用の場合に当該退院につき 1 回限り加算
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	備考参照	介護福祉士 70%以上または、勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上の場合、要支援 1 は 88 円、要支援 2 は 176 円を 1 月につき加算
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	備考参照	介護福祉士 50%以上配置されている場合、要支援 1 は 72 円、要支援 2 は 144 円を 1 月につき加算
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	備考参照	介護福祉士 40%以上または、勤続 7 年以上 30%以上配置の場合、要支援 1 は 24 円、要支援 2 は 48 円を 1 月につき加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	8.3%	基本報酬と各加算の合計単位数に加算率を乗じる

その他の料金

項目	金額	備考
日常生活費	100 円/日	シャンプー・ボディソープ・石鹸・ティッシュペーパー・トイレットペーパー等日常生活上必要なものの費用
教養娯楽費	100 円/日	レクリエーション・イベント・写真、施設広報誌等にかかる費用
昼食費（おやつ込み）	700 円/日	昼食及び 3 時のおやつに係る費用
インフルエンザ予防接種	年変動/回	年により料金は変動。特別な理由がない限り受けていただきます
診断書発行料	3000 円～/枚	施設医に依頼して診断書を発行してもらう場合の料金です
オムツ代	備考参照	一般型…60 円/枚、尿とりパット…50 円

8. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

居宅介護支援専門員にご相談ください。施設スタッフを交えて担当者会議を開き、利用の可否を決定します。

(2) サービスの終了

①利用者様及びご家族様の都合でサービスを終了する場合

契約者のお申し出であればいつでもサービスを終了することが出来ますが、終了時期が分かっているようでしたら早めにお申し出ください。

②やむを得ずサービスの提供を終了させていただく場合

やむを得ずサービスを終了する場合は、7 日間以上の予告期間をもってお知らせいたします。

③自動的な終了

他の介護保険施設に入所、死亡した場合はサービスを終了します。

9. 施設の設定

種類	室数	平均面積	種類	室数	平均面積
居室（1 人部屋）	20 室	11 m ²	談話室	1 室	85 m ²
居室（2 人部屋）	2 室	19. 3 m ²	機能訓練室	1 室	78 m ²
居室（4 人部屋）	1 室	33 m ²	通所リハビリ室	1 室	135 m ²
			廊下の幅	片廊下	2. 2m

10. 施設利用にあたっての留意事項

外出	サービス提供時間中の外出は出来ませんのでご了承ください。
喫煙・飲酒	館内での喫煙及び飲酒は原則出来ないものとします。
設備・器具の利用	施設内の設備・器具は本来の使用法を守ってご利用ください。これに反したことによる破損等は賠償していただくことがあります。
迷惑行為	他人へ危害を加える、騒音等で迷惑をかけるなどの行為はご遠慮願います。また、むやみに入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
現金の管理	通常のサービス利用中に現金を使用することはございません。極力現金は持ってこないようお願いします。必要な場合は別途連絡します。
宗教・政治活動	施設内での他人に対する宗教活動・政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み・飼育はお断りいたします。
送迎	送迎は自宅と施設間で行います。病院受診や買い物のために途中下車は出来ません

のでご了承ください。

1 1. 利用者の権利とお願い

- ①. 適切で安全な介護を公平に受ける権利があります。
- ②. 人権が尊重される権利があります。
- ③. 個人情報・プライバシーが保護される権利があります。
- ④. お互いの立場やプライバシーを尊重してください。
- ⑤. あらゆる危険を回避するために職員との連携にご協力下さい。
- ⑥. 正確な情報を職員にお知らせ下さい。

1 2. 防災・非常災害時の体制

防火設備 (施設にある防火設備)	設備名称		
	スプリンクラー	防火戸	屋内消火栓
	消火器	火災受信盤	自動火災通報装置
	ガス漏れ報知機	漏電火災報知器	非常電源
	避難階段	誘導灯	
平常時の訓練	別に定める介護老人保健施設ひまわり消防防災計画に則り、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者参加のもとで実施する。		
非常時の対応	別に定める介護老人保健施設ひまわり消防防災計画に則り対応を行う。		
消防計画等	消防への届出：済、防火管理者：志賀 友子		

1 3. 苦情処理の体制

施設苦情相談窓口	受付窓口 1階受付 ご利用時間 月～土 午前9時～午後6時 ご利用方法 TEL (0879-25-6600)、FAX (0879-25-6611)、面談、書面	苦情解決責任者 藤本祐仁
東かがわ市長寿保険課	住所 東かがわ市湊1847-1 ご利用時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分 ご利用方法 TEL (0879-26-1228)、FAX (0879-26-1338)、面談	
香川県国民保険団体連合会	住所 高松市福岡町2丁目3-2 ご利用時間 月～金 午前8時30分～午後5時 ご利用方法 TEL (087-822-7435)、FAX (087-822-7455)、面談	
香川県健康福祉部 長寿社会対策課 在宅サービスグループ	住所 高松市番町4丁目1-10 ご利用時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分 ご利用方法 TEL (087-832-3269, 3274)、FAX (087-806-0206)、面談	

1 4. 協力医療機関

医療機関名	太田病院	とらまる歯科医院
所在地	東かがわ市三本松1758	東かがわ市三本松1277-5
電話番号	0879-25-2673	0879-25-8882
診療科	外科・内科・整形外科・泌尿器科・リハビリテーション科・皮膚科・形成外科・循環器科・消化器科・リウマチ科・肛門科	歯科